参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	会計検査要請制度と検査結果の活用 ～参議院決算委員会の実績等を踏まえて～
著者 / 所属	綿村　恵 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	255 号
刊行日	2026-11-17
頁	20-31
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r08pdf/202625502.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

会計検査要請制度と検査結果の活用

～参議院決算委員会の実績等を踏まえて～

決算委員会調査室　綿村　恵

《要旨》

会計検査要請制度は、近年では参議院決算委員会を中心に用いられ、国会の行政監視に資する手段の一つとして重要な役割を果たしている。そこで本稿では、同委員会における運用、要請に基づいて提出される検査結果の報告、国会と会計検査院が連携する必要性等について整理するとともに、国会における検査結果の活用について考察を行った。その結果、国会と会計検査院がそれぞれの役割と独立性を尊重しつつ適切に連携するとともに、検査要請の起点となっている決算委員会を中心として、検査結果を審議等に活用し、政府による改善措置等を促し、その後の対応状況を継続的に検証していくことが、行政監視をより実効性あるものとする上で重要であるとの結論に至った。

１．会計検査要請制度の概要

国会法第105条は「各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる」と定めている。同条は、国会の行政監視機能の充実強化を図ることを目的とした国会法等の一部を改正する法律（平成９年法律第126号）により新設された規定で、会計検査院の機能を国会が機動的に利用することができるようにするために創設された会計検査要請制度（以下「検査要請」という。）の根拠となっている[1]。また、参議院規則第181条の２は、委員会が会計検査院に対して検査要請を行おうとする場合には、議長を経てこれを求めなければならない旨を定めている。

これに対して、会計検査院法第30条の３では、国会法第105条に基づく検査要請を受けた場合、会計検査院は「検査を実施してその検査の結果を報告するこ

[1] 第196回国会参議院予算委員会会議録第４号25頁（平30.3.1）

とができる」と規定されており、検査を実施するか否かは、会計検査院の判断に委ねられている。

初めての検査要請は、平成10年４月に衆議院決算行政監視委員会が議決したが[2]、衆議院からの要請はこの１件にとどまる。一方、参議院では、平成12年３月の行政監視委員会による要請以降、令和８年７月末時点まで59件の要請が行われており、そのうち57件は決算委員会によるものである[3]。

２．参議院決算委員会における運用

２－１．参議院決算委員会における実績

決算審査の充実に取り組む参議院では、決算の国会への早期提出に係る政府への要請及びその実現、本会議における決算概要報告及び質疑への全大臣出席や内閣に対する警告（以下「警告決議」という。）を受けた内閣総理大臣の所信聴取等の取組が行われてきた。

決算委員会においても、全般質疑及び締めくくり総括質疑に全大臣が出席する例となっている。また、平成15年度決算審査の議決時（17年６月７日）には、警告決議に加えて措置要求決議[4]を議決するとともに、初めての検査要請を行った[5]。さらに、同年８月５日には、理事会において、「参議院決算審査の充実について」の申合せが行われた。この申合せには、充実の方法として、「個別テーマについて、決算報告と措置状況を合わせて決算委員会で審議し、決算審査の結果を予算審議に反映させる仕組みを確立する」ことなどが記載されている。また、その具体策の一つとして、会計検査要請を活発化し、その検査結果報告の決算委での審議を充実することが記され、決算委員会において検査要請を積極的に活用していく方針が示されている。実際、決算委員会では、平成16年度決算審査以降も決算審査を踏まえた検査要請を例年議決しており、直近10年で同委員会が行った検査要請は、図表１のとおりである[6]。

---

[2] 「公的宿泊施設の運営について」（平成10年４月要請議決）

[3] 決算委員会以外による２件は、行政監視委員会の「『政府開発援助に関する決議』の実施状況に関する会計検査要請」（平成12年３月要請議決）及び予算委員会の「学校法人森友学園に対する国有地の売却等について」（平成29年３月要請議決）である。

[4] 平成13年度決算審査の議決時（平成15年6月16日）に、警告決議とは別に、内閣に対して要請を行う「要請決議」が新たに議決された。平成15年度決算審査以降は、内閣等に対して適切な措置を講じること及びその結果を参議院決算委員会に報告することを求める「措置要求決議」として定着している。

[5] 平成15年決算審査を踏まえた上で、議決自体は「国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査」を目的としている。

[6] 直近10年以前の検査要請一覧については、桑原誠「会計検査院への検査要請制度―更なる活

図表１　参議院決算委員会における検査要請一覧（直近10年分）

決算審査	検査要請事項	議決日	受諾日	結果報告日	受諾から結果報告までの日数
27年度（２件）	中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について	H29.6.5	H29.6.6	H30.12.21	563
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について			① H30.10.4	485
				② R1.12.4	(911)
				③ R4.12.21	(2,024)
28年度（２件）	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について	H30.6.18	H30.6.19	R1.12.20	549
	有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況について			R1.10.18	486
29年度（５件）	外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について	R1.6.10	R1.6.11	R3.7.16	766
	高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について			R3.4.9	668
	福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について			R3.5.26	715
	公的統計の整備に関する業務の実施状況等について			R3.9.1	813
	政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について			R3.5.26	715
30年度（２件）	防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策の実施状況等について	R2.6.15	R2.6.16	R5.5.17	1,065
	農林水産分野におけるＴＰＰ等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について			R4.9.14	820
R元年度（１件）	放射性物質汚染対処特措法３事業等の入札、落札、契約金額等の状況について	R3.6.7	R3.6.8	R5.2.3	605
２年度（１件）	予備費の使用等の状況について	R4.6.13	R4.6.14	R5.9.15	458
３年度（２件）	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について	R5.6.12	R5.6.13	R7.1.29	596
	官民ファンドにおける業務運営の状況について			R7.5.16	703
４年度（３件）	国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金について	R6.6.10	R6.6.11	R7.12.24	561
	有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況について			R8.1.16	584
	マイナポイント事業の実施状況等について			R8.5.15	703
５年度（１件）	就職氷河期世代支援施策の実施状況等について	R7.6.9	R7.6.10		
６年度（２件）	こども・子育て施策の実施状況等について	R8.7.6	R8.7.7		
	賃上げ環境整備に係る施策の実施状況等について				

（注）複数回報告が行われたものについては結果報告日の頭に回数を表す丸数字を付記し、２回目以降の結果報告日までの日数を括弧書きとした。
（出所）筆者作成

２－２．参議院決算委員会における議決に至るまでの流れ

次に、決算委員会が検査要請を積極的に活用していることを踏まえ、同委員会における検査要請の議決に至るまでの流れについて、現行の取扱いを紹介することとしたい。

検査要請は、行政の制度や仕組みに関して問題点が指摘されているが、その実態が不明確なものについて、実施されてきた[7]。検査要請に係る過程は、まず委員が質疑において、政府の計画や事業等を取り上げ、検査要請を提案することから始まる。具体的には、委員が質疑を通じて会計検査の必要性を明らかにした上で、検査要請を求める旨を発言すると[8]、委員長が「後刻理事会で協議する」旨述べ、当該提案は理事会での協議事項として取り扱われることとなる。これを受け、後日の理事会において会派間の協議が行われ、協議の結果、検査要請を行うことについて各会派の合意が得られたものについては、委員会で検査を要請するための議決を行うこととなる。具体的には、検査を求める対象及

用に向けた会計検査院の検査体制確保に係る考察―」『立法と調査』No.444（令4.4）の図表５を参照されたい。

[7] 実態が不明確であっても、国の財政援助を受けていない事業や内閣の予算編成権に属する事項などは会計検査院の検査権限が及ばないため、国会としても制度の趣旨に沿った事項を選定する必要がある。

[8] 特定の計画や事業等について質疑を重ねた後に、「国会法第105条の規定に基づいて検査要請を求める」旨を発言するのが一般的である。なお、検査の対象等を具体的に示した上で、検査要請を求めている例もある。

び内容が記載された案を委員の席に配付した上で、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため､会計検査院に対して案のとおり会計検査を行い、その結果を本委員会に報告するよう議長を経由して要請することについて異議の有無を諮っているが、これまで全ての検査要請が異議なく議決されている[9]。

最終的に、検査の結果は要請した院の議長に報告書として提出される（以下「結果報告」という。）が、直近で検査結果の報告があった「マイナポイント事業の実施状況等について」（令和６年６月要請議決、８年５月結果報告）の検査要請事項を示したものが図表２である。

図表２　検査要請事項

マイナポイント事業の実施状況等について

（１）検査の対象

デジタル庁、総務省、厚生労働省

（２）検査の内容

マイナポイント事業に関する次の各事項

① 事業の実施状況、特に広報の実施状況

② マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況

③ マイナポイントの利用の状況

（出所）第213回国会参議院決算委員会会議録第９号32頁（令6.6.10）

３．会計検査院による検査及び結果報告

前述のとおり、国会からの要請を受け、実際に検査を実施するか否かは会計検査院の裁量に委ねられている。これは会計検査院が、内閣はもとより国会に対しても独立性を有する憲法上の機関であることから、検査の実施及びその内容について、同院の裁量権が確保される必要があるためとされている[10]。会計検査院は、検査要請を受けた場合、検査官会議において当該検査を実施するか否かを決定し、その結果について要請を行った議院に通知しているが、これまで全ての検査要請に対して、受諾する旨の通知を行っている。

---

[9] 参議院決算委員会以外による３件も含めた衆・参全ての検査要請（全60件）が、委員会において異議の有無を諮る形で採決が行われ、異議なく議決されている。

[10] 一般財団法人公会計研究協会編『会計検査院法の解説〔初版〕』（全国会計職員協会、2014年）131頁

会計検査院の検査対象は、国の機関や地方公共団体、独立行政法人、委託先の会計等[11]に及んでいる。検査要請に係る検査においても、これらを範囲として在庁及び実地の方法により検査が実施されることとなるが、委員会で議決された検査要請事項に検査の対象として記載されていなかった機関等も、検査の対象となり得る。例えば、「マイナポイント事業の実施状況等について」の結果報告を参照すると、図表２において検査の対象として記載されている３省庁に加え、補助事業者や地方公共団体等に対しても検査が実施されていた[12]。また、結果報告には、検査の観点及び着眼点も記載されるが、「マイナポイント事業の実施状況等について」に係る観点及び着眼点は図表３のとおりとなっており、着眼点の骨格（赤下線部分）については、検査要請事項（図表２）に記載されている検査の内容がそのまま反映される形となっている。

検査要請の受諾の可否に加え、検査結果の報告時期についても、その判断は会計検査院の裁量に属するものと解されている[13]。検査要請の受諾日から結果報告日までの日数[14]に関し、最短は平成24年９月に議決された「三菱電機株式会社等による過大請求事案について」の51日であるが、最長は令和２年６月に議決された「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策の実施状況等について」の1,065日となっており、両者の日数には20倍以上もの開きがある。

[11] 会計検査院法には、必要的検査対象として、国の機関、日本銀行、国が資本金の２分の１を出資している法人の会計等（第22条）が、選択的検査対象として、地方公共団体、委託先の会計等（第23条）が定められている。

[12] 検査要請事項に検査の対象として記載のない府省庁等も検査対象に追加されることがある。例えば、「予備費の使用等の状況について」（令和４年６月要請議決、５年９月結果報告）では、検査要請事項に検査の対象として８府省庁等が挙げられていたが、実際の検査では、総務省が追加され、９府省庁等が対象となった。

[13] 前掲注10　132頁

[14] 複数回の結果報告がなされたものについては、初回の報告日までの日数を基準としている。

図表３　検査の観点及び着眼点（マイナポイント事業の実施状況等について）

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請のマイナポイント事業に関する各事項について、合規性、経済性(注15)、効率性、有効性、透明性(注15)の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、次の点に着眼して検査した。

（注15）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア　事業の実施状況、特に広報の実施状況

(ｱ) マイナポイント事業に係る予算の執行状況はどのようになっているか。

(ｲ) マイナポイント事業の実施状況はどのようになっているか。また、業務の外注等に当たり、競争性等が確保されているか。

(ｳ) 広報の実施状況はどのようになっているか。

イ　マイナポイントの申込みの状況及びマイナンバーカードの申請の状況

(ｱ) マイナポイントの申込みの状況はどのようになっているか。

(ｲ) マイナンバーカードの申請、マイナ保険証の利用登録及び公金受取口座の登録の状況はどのようになっているか。

(ｳ) マイナポイント事業の実施後におけるマイナンバーカード、マイナ保険証及び公金受取口座の利用等の状況はどのようになっているか。

ウ　マイナポイントの利用の状況

(ｱ) マイナポイントの利用の状況はどのようになっているか。

(ｲ) マイナポイント事業の効果の検証に係る取組の状況はどのようになっているか。

（出所）会計検査院法第 30 条の３の規定に基づく報告書「マイナポイント事業に関する会計検査の結果について」<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/kobetsu07/pdf/080515_zenbun.pdf>17 頁（インターネット情報の最終アクセス日は令和８年 11 月６日である。）（赤下線は筆者記載）

４．国会と会計検査院の連携

検査要請は、近年では参議院決算委員会を中心に用いられ、国会の行政監視に資する手段の一つとして重要な役割を果たしている。一方で、会計検査院は、常時会計検査を行って会計経理を監督し、その適正を期し、是正を図るとともに、国の収入支出の決算を確認するという職責も担っている。また、毎年度の国の決算に係る検査報告を作成し、内閣を通じて国会に提出することとされて

いる[15]。

会計検査院が検査機能を十分に発揮するためには、その人員及び予算が十分に確保されることが望ましいが[16]、限りはある。そのため、仮に国会から多数の要請がなされ、会計検査院がこれら全てに対応することとした場合、本来担うべき通常の検査活動に影響が及ぶ可能性が生じる。

この点、平成９年に検査要請を創設する国会法等の一部改正案を起草した衆議院の議院運営委員会では、会計検査院からの申入れも踏まえ、同改正案の起草に際して図表４のとおりの申合せを行い、会計検査院の通常の検査業務に配慮する姿勢を示している[17]。

図表４　国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ（抄）

国会法等の一部を改正する法律案等の起草に当たり、次の事項を確認し、申合せを行う。

一～四　（略）

五　複数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現行会計検査院法上行われている会計検査業務の円滑な遂行に支障を来さないよう、議院運営委員会において調整を図ること。

（出所）第141回国会衆議院議院運営委員会議録第22号５頁（平9.12.11）

また、会計検査院も、検査要請が通常の会計検査に与える影響等について国会で問われた際に、「国会からの検査要請は極めて重いものと受けとめており、具体的に検査の要請があった場合には可能な限り対応すべきものと考えている」とした上で、「両者の調整が十分に図られ、会計検査の機能が適切に果たされていくことが重要である」、「複数の委員会等から同種あるいは多数の要請が行われようとする場合には、従来からの会計検査業務の円滑な遂行に支障を来すことがないよう、しかるべき調整が行われることを望んでいる」旨答弁している[18]。参議院では、衆議院議院運営委員会のような申合せは行われていないが、起草主体たる同委員会が申し合せた「会計検査院の通常の検査業務への配慮」という考え方は、参議院においても検査要請を行うに当たって留意すべき

[15] 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない（日本国憲法第90条第１項）。

[16] 会計検査院の検査体制確保に係る考察については、前掲注６の論文を参照されたい。

[17] 国会法等の一部改正案について協議を行っていた衆議院議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会では、会計検査院からの申入れを受け、検査要請に関係する申合せとして「会計検査院の裁量権が確保される必要があることから、事前に会計検査院との十分な協議を図ることが必要である」旨についても記載することが検討されていたが、最終的に議院運営委員会における検査要請に関係する申合せは図表４のとおりとなった。

[18] 第145回国会参議院決算委員会会議録第３号４頁（平11.4.7）

ものであろう。

なお、会計検査院は、毎年次「会計検査の基本方針」を策定して会計検査を実施しているが、国会からの検査要請が活発に行われるなど、従来以上に国会との関係が深まったことを背景として[19]、平成18年次の基本方針以降、「国会との連携」の重要性を明記している。最新の基本方針（令和９年次の基本方針）においても、「国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなど的確な検査に努める」と記載しており、国会からの検査要請の趣旨を十分に考慮した上で検査を実施する方針を明確にしている。

以上を踏まえると、検査要請が国会の行政監視に資する手段の一つとして、その機能を十分に発揮するためには、国会と会計検査院が、それぞれの役割と独立性を尊重しつつ、適切な連携を図ることが重要であると言える。

５．国会における結果報告の活用

こうした連携をより実効的なものとするためには、会計検査院から提出される結果報告を国会が審議等において効果的に活用していくことが求められる。そこで、以下では、国会における検査結果の活用について、決算委員会とそれ以外に分けて考察する。

（１）決算委員会における活用

決算委員会では、結果報告が提出されると、委員会で会計検査院長から報告を聴取している。また、決算審査の質疑の中で結果報告を取り上げる委員もおり、こうした質疑が政府に是正改善等を求める決議につながった例もある。

例えば、「外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について」（令和元年６月要請議決）では、図表５①記載のとおり、技能実習制度の適正化に係る取組の状況等について検査要請を行った結果、②の結果報告（３年７月）の概要に記載のとおり、平成31年４月から令和元年９月までに発生した技能実習生の行方不明事案3,639件のうち、元年度末時点で、755件（20.7％）については発生から６か月以上経過しても外国人技能実習機構による実地検査が実施されておらず、そのうち557件については（賃金台帳等の）客観的資料すら入手されていなかったことが明らかとなり、会計検査院は、実地

[19] 重松博之・山浦久司責任編集『会計検査制度―会計検査院の役割と仕組み』（中央経済社、2015年）76頁

図表５　外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について

①検査要請 （令和元年６月10日要請議決）	②結果報告の概要（抄） （令和３年７月16日結果報告）	③措置要求決議 （令和４年６月13日議決）	④政府の講じた措置 （令和５年１月23日提出）
一、会計検査及びその結果の報告を求める事項 (一)検査の対象 法務省、文部科学省、厚生労働省、外国人技能実習機構等 (二)検査の内容 外国人材の受入れに係る施策に関する次の各事項 ・ 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況 ・ 技能実習制度の適正化に係る取組の状況 ・ 外国人材の受入れに係る国の支援の状況	2　技能実習制度の適正化に係る取組の状況 平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案3,639件のうち、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点において、2,884件（機構実地検査の対象件数に占める割合79.2％）については機構実地検査が実施されていたが、755件（同20.7％）については機構実地検査が実施されておらず、そのうち557件（機構実地検査の未実施件数に占める割合73.7％）については客観的資料が入手されていなかった。 所見：技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手すること	5　技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について 外国人技能実習機構は、技能実習生の行方不明事案が発生した場合に、実習実施者に対する実地検査を速やかに実施し、それが困難であれば賃金台帳等の客観的資料を入手するとしている。平成31年４月から令和元年９月までに発生した行方不明事案3,639件について、元年度末時点での実地検査等の実施状況を会計検査院が検査したところ、全体の２割に当たる755件については、発生から６か月以上経過しても実地検査を実施しておらず、そのうち557件は客観的資料すら入手していなかったことが明らかとなった。 政府は、関係省庁連携の下、機構が行う実地検査や客観的資料の入手等による調査の実効性を高め、技能実習制度の運用の適正化や技能実習生の保護を徹底するとともに、現行制度において技能実習生の行方不明事案が多数発生している原因を究明した上で、事態が改善するよう、技能実習制度の在り方について総合的な検討を進めるべきである。	5　技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について 技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査については、外国人技能実習機構において速やかに実地検査を行うことが困難である場合の対応に関して、令和３年８月に同機構に対して通知を発出し、実習実施者等からの行方不明等の原因がわかる客観的資料の提出期限等を明示するとともに、事案毎に適切に進行管理を行うこととしたことで、実地検査や客観的資料による調査の実効性を高め、技能実習制度の運用の適正化や技能実習生の保護を徹底していくこととしたところである。 引き続き、関係省庁連携の下、技能実習制度の運用の適正化等を徹底するとともに、行方不明事案等が発生している原因の更なる詳細な把握に努めた上で、同制度の在り方について総合的に検討を進めてまいる所存である。

（出所）筆者作成

検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手するよう所見を示した。

この結果報告を受けて、決算委員会では機構の不十分な対応に対する認識について質疑が行われ[20]、４年６月には③記載のとおり、「実地検査や客観的資料の入手等による調査の実効性を高め、技能実習制度の運用の適正化や技能実習生の保護を徹底するとともに、現行制度において技能実習生の行方不明事案が多数発生している原因を究明した上で、事態が改善するよう、技能実習制度の在り方について総合的な検討を進めるべきである」との措置要求決議を議決した[21]。さらに、措置要求決議に対しては、政府の講じた措置について決算委員会に報告が行われることとなっているため、５年１月には④記載のとおり、政府から、「技能実習制度の運用の適正化等を徹底するとともに、行方不明事案等が発生している原因の更なる詳細な把握に努めた上で、同制度の在り方について総合的に検討を進める」旨の報告が提出されている。

以上のように決算委員会においては、決算審査の下での質疑を踏まえた決議（図表５③）を行うことにより、会計検査院の結果報告の所見（同②）を受けて、委員会としての問題意識を加えた上で、政府に対して改善措置等を求めることができる。また、政府から講じた措置について報告（同④）を受けることにより、検査要請から結果報告、政府による改善措置等に至るまで、その後の対応状況を継続的にフォローアップすることが可能となる。

一般的に、結果報告では、検査によって明らかとなった新たな事実や問題点、それらを踏まえた会計検査院の所見等が記載されている。委員会での決議に結び付くか否かにかかわらず、検査結果を踏まえて政府が講じた改善措置や再発防止策等を確認し、必要に応じて更なる対応を求めることは、国会による行政監視上の重要な役割の一つである。かつて決算委員会では、結果報告の聴取に加え、報告を議題として質疑を行う機会も設けていたが、このような質疑が最後に行われたのは平成22年３月である。ただ現在でも、決算審査における質疑の中で結果報告を取り上げ、政府の対応状況や改善状況を確認することは可能である。こうした機会を活用し、検査結果を踏まえた政府の対応を継続的に検証することは、決算委員会の行政監視機能の向上につながる。

---

[20] 第208回国会参議院決算委員会会議録第６号24頁（令4.4.25）

[21] 結果報告に係る質疑を踏まえた警告決議の例としては、令和３年度決算審査における「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について」（５年６月14日本会議議決）があり、これは同大会終了後の４年12月に報告された「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」（平成29年６月要請議決）を踏まえたものである。

（２）決算委員会以外における活用

結果報告は要請した院の議長に提出された上で、文書函を通じて全議員に配付されるとともに、会計検査院のホームページで公表され、誰でも閲覧することができる。

このため、決算委員会以外の委員会における質疑等においても結果報告が活用されている。例えば、「予備費の使用状況等について」（令和４年６月要請議決）に係る結果報告（５年９月）で、予備費の使用に係る文書のうち、非公表の文書には記載されている積算内訳及び国会開会中の予備費の使用に係る閣議決定第３項該当号[22]が、唯一公表されている予備費使用調書には記載されていないという実態が明らかにされたことを受け、参議院予算委員会の質疑では、予備費の使用状況に関する積極的な情報公開の観点から、これらの情報についても公表すべきではないかとの指摘がなされた[23]。この質疑の後、それまで非公表であった、積算内訳及び閣議決定第３項該当号が記載されている予備費使用要求書が各府省庁のホームページで公表されるようになり、結果報告が国会での質疑を通じて行政の透明性向上につながった一例と言える。

参議院では、総予算審査に際し、各委員会がそれぞれの所管に係る予算について審査を行う委嘱審査が実施されている。予算委員会における予算審査に加え、各委員会の委嘱審査において所管分野に関する結果報告を活用することは、過去の予算執行について会計検査院が明らかにした問題点や改善状況等をその後の予算審査に反映させることにつながり、ＰＤＣＡサイクルを機能させる観点から有意義である。

また、委員会における審査に加え、質問主意書においても結果報告が活用されている。例えば、「政府情報システムの整備、運用、利用等について」（令和元年６月要請議決）に係る結果報告（３年５月）で、競争契約における１者応札の割合が高いといった検査結果が示されたことを踏まえ、政府情報システムの調達において適切な競争が確保されず、行政の効率化が図られないのではないかとの問題意識から、調達に係る仕様書作成への事業者の関与や、調達にお

---

[22] 「予備費の使用等について」（昭和29年４月16日閣議決定、平成19年４月３日最終改正）では、国会開会中は、財務大臣が指定する経費及び第３項に該当する経費を除き、予備費の使用は行わないとされている。財務大臣が指定する経費は、扶養手当や地域手当等の33経費であり、第３項に該当する経費は、①事業量の増加等に伴う経常の経費、②法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費、③災害に起因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費、④その他比較的軽微と認められる経費である。

[23] 第213回国会参議院予算委員会会議録第16号16・17頁（令6.3.28）

ける公平性・競争性について政府の見解等を問う質問主意書が提出されている[24]。このように、結果報告を踏まえて質問主意書を提出し、関連する論点について政府の見解等を問うことも、有効な活用方法の一つと言える。

６．おわりに

これまで両院の委員会で議決された検査要請は、いずれも異議なし（全会一致）で議決され、この要請を会計検査院は全て受諾し、検査を実施している。これは、制度創設時の申合せの趣旨にも沿う形で、国会が与野党で協議を重ねて検査要請にふさわしい事項を選定し、また、会計検査院も要請を重く受け止め、国会の調査に資するよう検査を実施してきたことによるものであり、国会と会計検査院が、それぞれの役割と独立性を尊重しつつ、適切に連携を図ってきた証しでもある。

検査要請による行政監視機能を一層有効に発揮させるためには、結果報告を国会審議等で取り上げ、政府の改善措置へとつなげていくことが重要である。特に、これまでほぼ全ての検査要請の起点となっている決算委員会は、会計検査院から報告された検査結果を決算審査等の質疑に活用し、場合によっては決議を行った上で、政府の対応状況を後年度の審査で更に検証するなど、一連の行政監視として展開し得る点に大きな特長がある。また、国会全体としても、結果報告を後年度の予算審議等に活用することにより、行政運営や予算編成の改善につなげていくことが期待される。

（内線75347）

[24] 政府情報システムにおける仕様書作成の公平性に関する質問主意書（参議院第204回国会質問第96号、令3.6.11）